

「風流踊（ふりゅうおどり）」提案概要

1. 名 称

「風流踊（ふりゅうおどり）」

2. 内 容

華やかな、人目を惹く、という「風流」の精神を体現し、衣裳や持ちものに趣向をこらして、歌や、笛・太鼓・鉦（かね）などの囃子に合わせて踊る民俗芸能。除災や死者供養、豊作祈願、雨乞いなど、安寧な暮らしを願う人々の祈りが込められている。祭礼や年中行事などの機会に地域の人々が世代を超えて参加する。それぞれの地域の歴史と風土を反映し、多彩な姿で今日まで続く風流踊は、地域の活力の源として大きな役割を果たしている。

3. 分 野

民俗芸能

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である 41 件（別紙のとおり）

※「チャッキラコ」の拡張提案

5. 保護措置

伝承者養成、記録作成、用具修理・新調、普及促進 等

6. 提案要旨

- 「風流踊」は、広く親しまれている盆踊や、小歌踊、念仏踊、太鼓踊など、各地の歴史や風土に応じて様々な形で伝承されてきた民俗芸能。華やかな、人目を惹くという「風流」の精神を体現し、衣裳や持ちものに趣向をこらして、笛、太鼓、鉦などで囃し立て、賑やかに踊ることにより、災厄を祓い、安寧な暮らしがもたされることを願うという共通の特徴をもつ。
- 世代を超え、地域全体で伝承されていることから、地域社会の核ともなる役割を果たしている。その起源は中世に由来し、時代に応じて変化しながら、今日まで伝承されている。長い伝統を背景に、特に災害の多い日本では、被災地域の復興の精神的な基盤ともなるなど、文化的な意味だけでなく、社会的な機能も有する。
- 各地で受け継がれてきた「風流踊」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録は、地域間の対話や交流を促進し、地域の人々の絆（きずな）としての役割をもつ無形文化遺産の保護・伝承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献する。

民俗芸能「風流踊」一覧(都道府県順)

都府県	名称	保護団体
岩手県	永井の大念仏剣舞(S55)盛岡市	永井大念仏剣舞保存会
	鬼剣舞(H5)北上市、奥州市	鬼剣舞連合保存会(岩崎鬼剣舞保存会、滑田鬼剣舞保存会、朴ノ木沢念仏剣舞保存会、川西大念仏剣舞保存会)
秋田県	西馬音内の盆踊(S56)雄勝郡羽後町	西馬音内盆踊保存会
	毛馬内の盆踊(H10)鹿角市	毛馬内盆踊保存会
東京都	小河内の鹿島踊(S55)西多摩郡奥多摩町	小河内の郷土芸能保存団体協議会
	新島の大踊(H17)新島村	新島大踊保存会、若郷大踊保存会
	下平井の鳳凰の舞(H18)西多摩郡日の出町	鳳凰の舞保存会
神奈川県	チャッキラコ(S51)三浦市三崎	ちゃっきらこ保存会
	山北のお峰入り(S56)足柄上郡山北町	お峯入り保存会
新潟県	綾子舞(S51)柏崎市	柏崎市綾子舞保存振興会
	大の阪(H10)魚沼市	大の阪の会
山梨県	無生野の大念仏(H7)上野原市	無生野大念仏保存会
長野県	跡部の踊り念仏(H12)佐久市	跡部踊り念仏保存会
	新野の盆踊(H10)下伊那郡阿南町	新野高原盆踊りの会
	和合の念仏踊(H26)下伊那郡阿南町	和合念佛踊り保存会
岐阜県	郡上踊(H8)郡上市	郡上踊り保存会
	寒水の掛踊(R3)郡上市	寒水掛踊保存会
静岡県	徳山の盆踊(S62)榛原郡川根本町	川根本町徳山古典芸能保存会
	有東木の盆踊(H11)静岡市	有東木芸能保存会
愛知県	綾渡の夜念仏と盆踊(H9)豊田市	綾渡夜念仏と盆踊り保存会
三重県	勝手神社の神事踊(H30)伊賀市	勝手神社神事踊保存会
滋賀県	近江湖南のサンヤレ踊り(R2)草津市、栗東市	草津のサンヤレ踊り保存協議会、小杖祭り保存会
	近江のケンケト祭り長刀振り(R2)守山市、甲賀市、東近江市、蒲生郡竜王町	近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会
京都府	京都の六斎念仏(S58)京都市	京都六斎念仏保存団体連合会(梅津六斎保存会、吉祥院六斎保存会、空也念仏郡保存会、久世六斎保存会、小山郷六斎保存会、西院六斎念仏保存会、西方寺六斎念仏保存会、嵯峨野六斎念仏保存会、千本六斎会、中堂寺六斎会、壬生六斎念仏講中、上鳥羽橋上鉦講中、六波羅蜜寺空也踊躍念仏保存会、円覚寺六斎念仏講、桂六斎念仏保存会)
	やすらい花(S62)京都市	やすらい踊保存団体連合会(今宮やすらい会、上賀茂やすらい踊保存会、川上やすらい踊保存会、玄武やすらい踊保存会)
	久多の花笠踊(H9)京都市	久多花笠踊保存会
兵庫県	阿万の風流大踊小踊(H23)南あわじ市	阿万風流踊保存会
奈良県	十津川の大踊(H1)吉野郡十津川村	十津川村小原武蔵西川大踊保存会(小原踊保存会、武蔵踊保存会、西川踊保存会)
島根県	津和野弥栄神社の鷺舞(H6)鹿足郡津和野町	弥栄神社の鷺舞保存会
岡山県	白石踊(S51)笠岡市	白石踊会
	大宮踊(H9)真庭市	大宮踊保存会
徳島県	西祖谷の神代踊(S51)三好市	神代踊保存会
香川県	綾子踊(S51)仲多度郡まんのう町	佐文綾子踊保存会
	滝宮の念仏踊(S52)綾歌郡綾川町	滝宮念仏踊保存会
福岡県	感応楽(R2)豊前市	豊前感応楽保存会
長崎県	平戸のジャンガラ(H9)平戸市	平戸市自安和楽念仏保存振興会
	大村の沖田踊・黒丸踊(H26)大村市	沖田踊保存会、黒丸踊保存会
	対馬の盆踊(R3)対馬市	対馬盆踊保存連合会
熊本県	野原八幡宮風流(R3)荒尾市	風流節頭保存会
大分県	吉弘楽(H8)国東市	吉弘楽保存会
宮崎県	五ヶ瀬の荒踊(S62)西臼杵郡五ヶ瀬町	荒踊保存会

41件(24都府県、42市町村)

ユネスコ無形文化遺産について

(別紙3)
令和4年10月現在

条約の概要

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004(H16)年 日本締結(世界で3番目), 2006(H18)年 発効]

- 【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

- 【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表**」(代表一覧表)の作成
■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 180

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 22件
世界全体では530件

- 重要無形文化財
- 重要無形民俗文化財
- 登録無形文化財
- 選定保存技術
- 文化審議会決定

2008 (H20)	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりぶんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009 (H21)	ががく 雅楽 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと 【石川】 ちやつきらこ チャッキラコ 【神奈川】	おぢやちぢみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 はやちねかぐら 早池峰神楽 【岩手】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽 【秋田】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 だいもくたて 題目立 【奈良】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010 (H22)	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】	
2011 (H23)	みぶのはなたうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012 (H24)	なちのでんがく 那智の田楽 【和歌山】		
2013 (H25)	わしよく 和食 ; 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうきなしよくぶんか	
2014 (H26)	わし 和紙: 日本の手漉和紙技術 【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	にほんのてすきわしぎじゆつ せきしゆうばんし ほんみのし ほそかわし	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016 (H28)	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
2018 (H30)	らいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神: 仮面・仮装の神々	※2009年に無形文化遺産に登録された甬島のトシドン【鹿児島】に、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
2020 (R2)	でんとうけんちくこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうきぎじゆつ	※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。
提案中	ふりゆうおどり 風流踊	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、国指定重要無形民俗文化財である綾子踊【香川】などを追加して拡張提案。 ※2022(R4)年11~12月審議予定	
提案中	でんとうきさけづくり 伝統的酒造り: 日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術	にほんのでんとうきさけづくりをつかたさけづくりぎじゆつ	

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
[各年, 約60件の審査件数の制限]
* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
* 我が国の案件は実質2年に1回の審査となっている
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準

<無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
 - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。